利害関係の確認について

本市は、ベンチャーキャピタル等の認定審査にあたり、大学・企業等の外部専門家等による審査会を開催します。この認定審査では、公正な審査を行うことはもちろん、知り得た申請情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。

審査会の審査委員の選定段階において、本市は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、さらに審査委員本人に対しても事前に利害関係の確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることとしております。

ついては、本提出書類により、「申請者及びメンバーの所属と名前」を審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうかの判断を行います。

また、本市が審査委員を選定する上で、留意すべき事項（特に利害関係者とお考えになる者等）がある場合は、下記の記載欄に任意で記載してください。なお、審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないといった回答があった場合は、追加情報の提供をお願いする場合がございます。

|  |
| --- |
| 原則、同業他社となる投資家等を審査委員には含めませんが、利害関係の観点から本市で留意すべき事項があれば記載してください。無い場合には、『特に無し』と記載し、提出してください。 |